

令和3年度 第2回印西市入札等監視委員会会議要旨

- 1 開催日時 令和3年 11月 29日 (月)
午前10時から午前11時25分まで
- 2 開催場所 市役所 会議棟201会議室
- 3 出席者 廣田 直行 委員、小野寺 浩一 委員 藤本 麻里子 委員
- 4 事務局 田口財政課長、藤崎係長
小島主査補、松井主任技師
- 5 議 題 1. 議事
2. その他

議事 (1) 令和3年度上半期の入札手続きの状況について

議長 これより、令和3年度第2回印西市入札等監視委員会をはじめます。
初めに、議事の(1) 令和3年度上半期の入札手続きの状況について、事務局より説明をお願いします。

【事務局より、令和3年度入札状況(上半期)の概要を説明】

議長 事務局の説明が終わりましたが、質問等ありますか。

委員 入札の中止が前年度と比べて増えて10件ということですが、中止になった理由を教えてください。

事務局 今回10件ということで、件数的には少し多めに出ています。特に物品のところが多く中止が出ております。物品の方で、同じ案件が2回続けて中止になったものが、議会の方でタブレットの購入、購入したものの通信サービスの利用という内容を物品で入札させていただきました。
タブレットがないという状況が続いておりまして、業者の方から揃えられないとのことでした。1回目は6月に入札をやらせていただいておりますが中止。それに付随してタブレットを入れたあとに市議会クラウド型会議システムというものを導入しようと思ったのですが、タブレットがないことには、そちらも入れられないとのことでしたので、その2件が1回中止になりました。
その後、それにつきましては、8月に再度入札に掛けさせていただいたのですが、いざ入札をやる時になったらまた入らないということで、また2回目中止。タブレットと同じくシステムも中止。これで4件中止ということになっております。あとは、物品の方からですと、議会だよりの印刷に関しまして、担当課の方で閲覧資料を誤ってしまったという内容で、開札前に一回中止をしております。同じく青色回転灯装着公用車の交換購入というものの入札を8月に予定していたのですが、こちら1回目は落札者が

いなかったということで入札を中止させていただいております。物品は以上です。

工事の1件が舗装新設工事R3-1市道竜腹寺線というものだったのですが、こちらが入札の開札前だったのですが、設計違算が判明したため、事前に中止しました。測量等が2件ございます。測量等に関しまして、一覧の番号210番の令和3年度印西市公園施設等長寿命化計画策定調査業務委託というものを指名で入札を掛けたのですが、指名した業者が全て辞退ということで、応札者がなかったため中止をさせていただきました。

測量等の266番ですが、こちらと同じものですが、業者を全て入れ替えて2回目を行ったところ、やはり落札者がいなかったということで2回目も中止となっております。

以上10件の中止となります。

議長
委員
議長
委員

はい。ありがとうございます。委員よろしいですか。

わかりました。ありがとうございます。

その他よろしいですか。

大丈夫です。

【委員了解】

議長

それでは審議に入らせていただきます。

まず、いつも各委員さんに抽出していただいておりますけど、今回関連して同じような入札案件が多くありましたので、まず事前に抽出していただいた2案件の審議を行いまして、続けて関連のある道路などの補修工事4案件、公園管理、草刈り、街路樹管理27案件。その他に質問のありました14案件につきましてはまとめて審議を行いたいと思います。

【事務局から抽出番号の説明】

《 滝野中学校校舎増築工事 》

議長
委員
事務局

事務局の説明が終わりましたが、質問等ありますか。

予定価格に対する調査基準価格は何パーセントですか。

ちょうど92%です。計算方法が2通りありまして、直接工事費の97%、共通仮設費の90%、現場管理費の90%、一般管理費の55%で計算したものと、単純に予定価格に92%を掛けたものを比べて少ない方の数値をとります。

今回92%を掛けた方が少なかったということで、この金額、92%を掛けた8億8,982万4千円になっています。

議長
事務局

単純にフジタさんの1回目の入札金額と一致しているのは偶然ですか。

予定価格は事前公表しております。92%が最低制限価格のラインになることは恐らく予想がついたのではないかと思います。

委員長

予定価格を公示しているということで納得しました。その他ありますか。

委員 見込み業者一覧を見ました。今回の案件とは違うと思いますが、業者の本社の所在地を見ると結構遠方があります。物品だったら遠方でも問題ないと思いますが、工事の場合は遠方が本社の会社が落札した場合、結果として、外注先や下請けが作業するのは非効率な気がします。工事においても遠方の業者を名簿に載せる必要はあるのでしょうか。

事務局 今回の要件では千葉県内に本店があればもちろん良いのですが、千葉県内に支店がある業者についても対象としておりますので、参加出来て、それなりの業務ができる会社が来ていただいていると考えております

議長 遠方の会社は仮設費が上がるので、入札する場合それに反映されるという理解ですね。

事務局 はい。

議長 他に何かありますか。

【委員了承】

《 印西市固定資産税路線価等評価業務委託 》

議長 事務局の説明が終わりましたが、質問等ありますか。

委員 同種の契約履行実績を条件で選定理由として挙げているのですが、この表ですと、平均完成工事の金額が皆さん割と低いところが多いのかなと思うのですが、同種の契約とは具体的にはどのような所をご覧になっているのでしょうか。

事務局 財政課で選定しているのではないのですが、実績を、入札の参加資格者名簿に登載されるときに載せることが出来ることになっています。そちらに、今回だと路線価の評価業務をやっているかどうか確認する場所があります。また、3年に1度必ずやっている業務ですので、大体どのような業者がやっているか把握はしていると思われます。測量・測量一般で登録ある会社だと311者ありますので、その中から実際にやっている会社を選ぶ時には、ある程度目星をつけて選んで、他の市町村の実績等を確認して指名を行っていると思われます。

議長 建築工事の場合、例えば同種とした場合に、工事種別と規模を入れて、例えば2分の1を同種とみなす等、細かい基準をされていると思いますが、路線価の場合はそういった基準はないのでしょうか。

事務局 特にそういったところまではないです。電話して聞き取り等すればわかるかもしれません。

議長 測量とは全く違いますよね。

事務局 はい。特殊な業務ではあるかと思います。
例えば、松戸市でやっていたら同じ位の規模やそれ以上の規模というのはある程度把握できますので、そういった所で判断しているかと思います。

議長 前回の業者はどこか。

事務局 前回は平成30年度で3年に1回の評価替えの際に指名競争入札を行いました。業者は今回と同じく朝日航洋さんです。

議長 その前はどこですか。
事務局 確認していませんでした。
議長 1者に限定されていないかを確認しておく必要があると思うので、お願いします。
事務局 わかりました。
議長 その他ありますか。

【委員了解】

事務局 << 道路等補修工事工事（その1）～（その4） >>
こちらの案件については、事前に、なぜ全部落札率が87.88%になるのか。予定価格は公表かということで質問をいただいております。4案件全て同額の予定価格2,775万3千円で事前に公表しております。落札額は全て同額の2,217万3千円で、落札者は全てくじ抽選により決定しております。
入札に当たっては、現在、全ての工事に最低制限価格を設定しております。最低制限価格につきましては事後の公表となりますが、算出するための乗率については公表しております。
今回の落札額は全て最低制限価格で、予定価格の87.88%と同額となり、同額入札者によるくじ抽選が行われたものです。
予定価格の決め方についてのご質問もいただいており、事前に担当課に確認したところ、千葉県積算基準から積算しており、設計額イコール予定価格となります。
また、予定価格決定に際して、結果、落札した業者から見積もりとっていたかとの質問もございましたが、この業務に関しては見積もりはとっていないとのことでした。
議長 何か質問はありますか。
委員 私が質問した理由としては、見た目が少し不自然だったため質問しました。価格は事前に公表していて、かつ結果としてみんな最低制限価格で入札をした。その最低制限価格は容易に知ることができるということでしょうか。
事務局 前回の委員会でもありましたが、価格というものが業者さんにどれだけ正確に出せるかという話がどうしても出てきてしまうのですが、予定価格は事前に公表しているのですが最低制限価格は、先ほど出ていた調査基準価格の計算と同じになりますが、直接工事費の97%、共通仮設費の90%、現場管理費の90%、一般管理費の55%で計算したものと、予定価格に92%を掛けたものを比べてどちらが低い額になるかという計算で決まることとなります。今回の場合は、92%より低いものが最低制限価格になり、計算上この87.88%のところはちょうど最低制限価格のラインになりました。予定価格を公表していなくても同じ結果になっていたかかもしれません。積算でほぼぴったりの数字を出すことができると伺っておりますので、この数字を計算で求めることは恐らく容易なのかと考えています。

委員 あとは落札するために一番低いラインで入れてきた結果と考えております
同じ様なロジックのソフトを使ったら容易に出せるということも考えられる
のかな。結果から見ると、みんなこの最低の値段を出すことができるので
あればもうちょっと、安くやってもらえるようにできないのかな。予定
価格をもう少し下げても結果的に良かったのかなという気がしますが、そ
ういった理由であれば、この不自然に見える結果もまあ問題ないというこ
とで良いかと思えます。ただ1者だけこの4案件並べてみると違った金額
で入れているがこれは、どのように考えたら良いですか。違う積算のソフ
トを使っているのですか。

事務局 ちょうど端数が切られてしまっている数字になっているのですが、千葉県
の方で端数処理を千円単位で切るのか、万円単位で切るのかという改正が
あり、印西市では改正をしていませんが、千葉県で変わったので印西市で
も変わったと勘違いして千円未満を切ってしまったと聞いております。単
純に間違えてしまったそうです。

議長 予定価格と最低制限価格をわかる状態で結果的に皆くじになるというこ
とであれば入札の必要性が問われることになる。今後くじの妥当性につい
ては、検討した方がいいと思えますので今後の課題にしてください。

それともう一点。工事費が道路の補修工事で同じということは当然補修面
積が同じであって、仮設についても同等のものが見込まれるものと思われ
るのですが、道路面積は全て同一という風に捉えてよろしいか。

事務局 そうですね。今回は巡回日を63日、アスファルト合材を56袋使用する。
舗装面積4,900㎡という全て同一にして、場所はそれぞれ違うのです
が、同額で発注したそうです。

【委員了解】

《 草刈業務委託 (R3-1)・小・中学校草刈り業務委託 》

事務局 こちらの案件については、委員から、なぜ落札率が全部80%になるのか
との質問をいただいております。現在、業務委託のうち街路樹管理、公園
管理、草刈業務その他これらに類する業務委託で、予定価格が税込500
万円以上のものについては、印西市制限付き一般競争入札実施要領第3条
に基づき、制限付き一般競争入札を行っております。

通常の業務委託は指名競争を行っているが、これに関しては一般競争入札
を行っています。

また、同じ要件で、印西市建設工事等契約事務取扱要領第11条において、
最低制限価格を付する対象事業としており、設定基準として、予定価格の
80%を最低制限価格として決めております。こちらも公表しております。
このことから予定価格を事前公表しているので、最低制限価格を算出する
ことは80%を掛ければ出てしまう状況で、参加する業者が受注可能と判
断すると80%で皆入れてくるという結果で、今回全てくじ抽選で80%
という結果です。以上が説明となります。

議長
委員

よろしいですか。

概ね予想通りの答えでした。問題ないといえませんが、不自然。効率という意味では、このような結果が出るのであれば、この案件に関しては予定価格を公表しない方が、もう少し良い値段が入ってくる可能性があるように思います。

容易に予定価格から最低制限価格がわかるから皆同じ値段でくる。入札する意味もないように感じます。そういった問題点もあるので、これで良いのかどうかは今後考えていった方が良いのではと思いました。

議長

私も同様の意見で税金の無駄遣いをしないようにという意図で監視委員会が存続していると思いますので、入札でなく、全部くじで決まってしまう仕組みをなんとかした方がよいと思います。

《委員了解》

事務局

《 令和3年度公園管理委託No.2～令和3年度公園管理業務委託No.3【16案件】、街路樹管理業務委託（R3-7）～街路樹管理業務委託（R3-8）【9案件】 》
委員から事前に落札者を次回無効にしていくやり方の説明をお願いしたいとのことでしたので、ここで同日入札取り抜け方式について説明をさせていただきます。

市が発注する建設工事等において、過大発注による品質の低下を防止し、受注機会の確保による地元業者の育成に資することを目的として、平成31年4月1日より印西市建設工事等同日入札取り抜け方式試行実施要領を定め施行しております。まず対象とする契約については、①工種・業種が同一であること、②入札参加資格要件が同一であること、③工期又は履行期限が同一又は重複すること、④対象事業数に対して競争性が確保できる参加者数が見込まれること、⑤原則として、公告日、入札日が同一であることとしております。

お手元の一覧表が令和3年度に対象事業として実施した事業となります。

先ほど説明をした、道路等補修工事（その1）から（その4）も一覧にございますが、件名の一覧にあります、A、B、Cのグループに分けて、それぞれ実施しております。

落札者の決定は、予定価格の大きい者から順に開札を行っていき、開札順が上位で落札者となった者が行った、開札順が下位の案件に対する入札を無効とすることとしています。また、落札できる事業は1件としており、各グループで落札できるのは1者1事業となります。

【A、B、Cグループの説明】

こちらの案件について事前に質問をいただいております、まず回答させていただきます。落札率が全て80%になる理由、予定価格の公表は、についてですが、先に説明をさせていただいた草刈業務と同じになりますが、業務委託のうち、街路樹管理、公園管理、草刈業務その他これらに類する業務

委託で、予定価格が500万円以上のものについては、制限付き一般競争入札で行っており、制限付き一般競争入札で行ったものは、最低制限価格を付けることに決めて行っております。また最低制限価格は予定価格の80%とすると決めております。

このことから、事前公表している予定価格から、最低制限価格を算出することは容易であり、入札参加業者がこの価格で受注可能であるとして予定価格の80%で入札をした結果であると考えております。あとは参加する業者がこの価格で出来るという最低ラインなので、皆さん80%で入れてきた結果と考えています。

なお、予定価格の決定方法について担当課に確認したところ、公園管理委託No.1からNo.12については、設計の内、処分費及び材料の単価については、入札に参加していない3者から見積りを取って積算しており、その他に関しては千葉県及び造園修景積算マニュアルの積算基準から積算しているとの回答を、草刈業務委託(その1)から(その4)及び街路樹管理業務委託(R3-1)から(R3-9)については、千葉県の積算基準から積算しているとの回答をいただいております。また、設計額がイコール予定価格となります。

次に、入札に参加した業者と落札した業者について質問をいただいておりますので、回答させていただきます。

本日、配布しましたA3の資料、令和3年度公園管理、草刈業務、街路樹管理入札参加状況一覧をご覧ください。

まず、これらの案件の、対象業者ですが、市内に本店のある、いわゆる造園業者、土木・建設業者、設備業者が印西市競争入札参加資格者名簿の委託業者に、大分類、緑地管理・道路清掃、中分類、除草・緑地管理又は樹木管理で掲載されており、全部で34者となります。

今回、同日入札取り分け方式の対象事業は、公園管理と草刈業務の16案件をA、街路樹管理の9案件をBに分けて実施しております。

入札に参加した業者ですが、表の左端が参加資格を満たしている業者34者で、右端が参加した件数となっております。

全部で25案件ですので、参加件数が25の業者は全ての入札に参加していることとなり19者ございました。

全てに参加して、落札件数が0だった者が2者ございました。

以上が、入札経過及び事前質問に関する説明となります。

他に意見や質問はありますか。

ご説明いただいたその取り分け方式というものについてはよくわかったのですが、まったく入って来ていない、今回入札をしていない、最後のところの業者さんというのは、これ前年度はどうであったのか。私が感覚的に気になったのが公平な制度があるがゆえに案件の数に合わせた応札業者に揃えていけば、まあまあ大体1件は貰えるだろうというようなおかしなことになり得るのかなと思いますので、その辺りはどうなのかというところは

議長
委員

ご調査いただいて、あと、やはり、公平さは守られているかもしれないが事業内容であったり、規模であったり、そのあたりをどんどん切磋琢磨していくということが全く機能していない状況ですので、市民の方が、「しょうがないね」とおっしゃらないという状況になっていると思いますので、具体的に何か対応を考えていく場を設ける必要があると思います。

委員

私も同じです。仕組みとしては良く出来ているが、結果こうなるのに、こんな複雑なことをやる必要はないのではないかと、いう気もします。あと、値段的にも容易に80%で入札してくじになるのが決まっているので。金額的にこれを全部合わせるとものすごい金額ですよ。もう少し効率的な値段でできる可能性が閉ざされているのではないかと。印西市は緑が豊で公園も綺麗にやっている方だと思うので必要な事業ですが、もう少し市民にわかりやすく説明をできるようなやり方を考えてほしいなと思います。

議長

先ほど少し説明はあったが、AとBはどう違うのですか。

事務局

要件が全て同じですので、例えばこれを全部一緒にして、この方式をやることも業者数からするとできなくはないのですが、そうするとおそらく全部とっても取り切れないくらいの数になってしまいます。要件として、それは避けるようにグループ分けをしています。

Aが今件数的には多いのですけれども、これはなるべく違う業者に万遍なくまわす、発注した方が良いのではという配慮もあり、こういったグループ分けをしています。Aの4件、草刈業務が4件ですので、街路樹管理の9件を足すと13件、公園管理12件ですので、12と13に分けるという方法もなくはないのですが、そうすると両方取ってしまう業者が出て来るということも考えられるので、取れる業者さんが恐らく少し減ってしまうことが考えられるので、今のところはこういう分け方でやらせていただいております。

議長

私は逆に両方取らせるような仕組みになっている方が疑問を持ちました。例えばBの方、2度重複してほとんどの業者がとっていて、Bの方のみとっている業者が2者しかいない。資料を見ていったときに、また同じ名前、また同じ名前であったので、ヤマト造園土木さんと北千葉グリーンさんの2者だけBのみで、他は重複して落札している。多くの業者に採択機会を設けるといふのであれば、まとめてやった方がその機会均等にはなるだろうと考えます。ですから、どちらかという今の二つのグループに分けたことによって1者が複数落札する機会を与えていることになるだろうということに疑問を持ちました。これも検討する必要があるのではないかなと思います。また20年以上前に、持ち回り制みたいなもので、問題になったことが各地でありました。くじ引きも機会均等ということで行くとある程度持ち回りに近いものになる。その辺の懸念をどうにかして払拭する必要があるのではないかと。やはり3人共通の感覚でこれについては、住民のためにご検討いただいた方が良くかなと思います。

事務局

委員長がおっしゃったのは、AグループとBグループに分けなくても良い

のではないかということですか。

議長
事務局

そうです。2回取っているところがほとんどですから。

まとめて一緒にということですが、そうすると25案件でして、参加業者を上回ってしまう件数なので、取り分け方を順番にやっていると全部取り終わったところで、誰もいなくなってしまうという今の状況が出てしまうことを懸念して分けています。

議長

それはわかります。今のやり方は順番制みたいなものと同等的なものになっていて、複数回が落札する機会があることも、問題があると思う。2者だけが新しい業者となっている。工事業種もすべて同じですから、分けるにしても適正な分け方をもう少し考える必要があるかと思います。

【委員了承】

《 その他14案件一括説明 》

事務局

続きまして、その他の14案件につきましては、委員から事前に質問をいただいておりますもので、落札率が50%未満の案件について、何故50%未満になったのか、また、仕様に問題がないことを確認しているかとのことでしたので、担当課に確認した内容を順にご説明いたします。

改めまして、令和3年度入札結果(上半期)【抽出案件②】をご覧ください。確認した項目としましては、①設計の方法、②低入札となった要因、③低入札の結果を受け、設計を再確認したか、④履行に問題等はなかったかの4点となります。

はじめに、【測量等】のNo.118「印西市役所建築・防火設備定期点検業務委託」については、管財課から回答をいただいております。

設計の方法については、設計の内、基準に無いものについては3者から見積りを取って積算した。

低入の要因については、入札の結果として、実勢価格と考えている。

設計の再確認については、単価等に誤りがなかったか再確認したが、特に問題はなかった。

履行については、既に履行が完了しているが、点検内容、報告書等に特に問題等はない。

次に、【測量等】のNo.158「令和3年度FWD調査業務委託」については、土木管理課から回答をいただいております。

設計の方法については、千葉県の積算基準から積算した。

低入の要因については、通常レンタルすることが多いFWD調査車両を自社で保有していたこと、また、以前に同様の業務委託を実施した実績があったことが要因と考える。

設計の再確認については、単価等に誤りがなかったか確認したが、特に問題はなかった。

履行については、既に履行が完了しているが、特に問題等は発生していない。

次に、【測量等】のNo.163 令和3年度災害用マンホールトイレ実施設計業務委託については、防災課から回答をいただいております。

設計の方法については、設計の内、単価については千葉県の積算基準から積算。基準に無い歩掛は1者から見積りをとって積算している。

低入の要因については、入札の結果として、実勢価格と考えている。

設計の再確認については、特に確認はしていない。

履行については、現在、履行中で、引続き進捗状況等について注視していくが、現段階では特に問題はなく、計画的に、誠実に業務を遂行している。

次に、【測量等】のNo.170 令和3年度（仮称）にぎわい広場実施設計業務委託については、都市整備課から回答をいただいております。

設計の方法については、令和2年度ランドスケープコンサルタント業務における標準業務・報酬積算ガイドライン（一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会）から積算している。

低入の要因については、競争入札の結果と考えている。

設計の再確認については、特に確認はしていない。

履行については、現在履行中で、現段階で問題等の発生はないが、引続き進捗状況等に注意していく。

次に、【測量等】のNo.213 高花小学校改修工事設計業務委託については、教育総務課から回答をいただいております。

設計の方法については、千葉県公共建築設計業務等積算基準から積算を行っている。

低入の要因については、千葉県公共建築設計業務等積算基準から積算を行っているため、設計金額は妥当と考える。設計会社の実績作り等と思われる。

設計の再確認については、確認した。

履行については、現在、業務を行っている最中である。契約期間は令和4年2月28日まで。

次に、【委託】のNo.20 令和3年度印西市立木下交流の杜歴史資料センター清掃業務委託については、生涯学習課から回答をいただいております。

設計の方法については、3者から見積りを徴取し、平均値で設計を行った。

低入の要因については、入札の結果として、実勢価格と考えている。

設計の再確認については、確認していない。

履行については、現在、履行中であるが、特に問題等は発生していない。

次に、【委託】のNo.21 令和3年度印西市立保育園清掃等管理業務委託については、保育課から回答をいただいております。

設計の方法については、設計の内、人件費単価については、国土交通省「令和3年度建築保全業務労務単価」から積算している。基準に無いものについては3者から見積りを徴収し、積算している。

低入の要因については、主な業務内容は保育園5園の年3回の清掃業務となっており、入札結果から実勢価格と考えている。

設計の再確認については、特に確認していない。

履行については、現在履行中で、現段階で問題等の発生はないが、引続き進捗状況等を注意していく。

次に、【委託】のNo.37 【長期】ふれあいセンターいんば機械警備業務委託については、印旛支所市民サービス課から回答をいただいております。

設計の方法については、3者から見積りをとって設計書を作成した。

低入の要因については、入札の結果として、企業努力等で低価格での応札が可能であったと考えている。長期継続契約を行うことによって、設備面でのコストパフォーマンスが上がったことも起因していると思われる。

設計の再確認については、内容について確認したが、特に問題はなかった。

履行については、前回に引き続き履行中で、現段階で問題等は発生していません。引続き実施状況等確認していきます。

次に、【委託】のNo.150 令和3年度特定事業場等水質調査業務委託については、下水道課から回答をいただいております。

設計の方法については、水質検査については、千葉県の積算基準により積算している。

低入の要因については、入札の結果として、実勢価格と考えている。

設計の再確認については、単価等に誤りがなかったか確認したが、特に問題はなかった。

履行については、現在履行中で、現段階で問題等の発生はないが、引続き進捗状況等に注意していく。昨年も同一業者が、今年同様の金額で落札して、問題なく業務を完了している。

次に、【委託】のNo.190 【長期】ふれあい文化館機械警備業務委託については、生涯学習課から回答をいただいております。

設計の方法については、大規模改修工事以前の機械警備業務委託業者1者から見積りをとって積算している

低入の要因については、入札の結果として、実勢価格と考えている。

設計の再確認については、単価等に誤りがなかったか確認したが、特に問題はなかった。

履行については、現在履行中で、現段階で問題等の発生はないが、引続き

進捗状況等に注意していく。

次に、【委託】のNo.203 【長期】配水場機械警備業務委託については、水道課から回答をいただいております。

設計の方法については、対処業務業者3者より見積りを徴収し平均値により設計。

低入の要因については、落札者は現契約者で施設整備に投資する必要がなかったため、他社より安価で入札出来たと考える。

設計の再確認については、新規業者の入札を考えるのであれば設計書の考え方は間違えていないと判断したので特に確認していない。

履行については、過去を含め、何も問題なかった。

次に、【物品】のNo.65 令和3年度パソコン及びソフトウェア購入については、管財課から回答をいただいております。

設計の方法については、3者から見積りを取り積算している。

低入の要因については、入札の結果として、実勢価格と考えている。

設計の再確認については、単価等を再度確認したが、特に問題はなかった。

履行については、既に履行が完了しているが、特に問題等は発生していない。

次に、【物品】のNo.183 印西市立小中学校オフィス電話機購入については、学務課から回答をいただいております。

設計の方法については、3者から見積りを取って積算している。

低入の要因については、入札の結果として、実勢価格と考えている。見積徴取時に、実勢価格での見積書の提出はできないことを確認している。

設計の再確認については、単価等に誤りがなかったか確認したが、特に問題はなかった。

履行については、既に履行は完了しているが、特に問題等は発生していない。

次に、【物品】のNo.185 非常用発電機購入については、管財課から回答をいただいております。

設計の方法については、3者から見積りを取り積算している。

低入の要因については、入札の結果として、実勢価格と考えている。

設計の再確認については、単価等を再確認したが、特に問題はなかった。

履行については、既に履行が完了しているが、特に問題等は発生していない。

事前に質問をいただきました、その他の14案件についての説明、回答については以上となります。ありがとうございました。

議長
委員

委員、いかがでしょうか。

詳細に説明いただいております。個別に感想を申し上げますと、158番の案件、測量は割と値段がバラバラにでてくるケースが多いと思うのですが、FWDこれは、先程の説明だと、通常はリースで専用の車両を用意するが、ここは自社で持っているから安くできるとのこと。と説明でした、開札の調書を見ると予定価格は418万で札入れした3者のうち300万台、200万台がそれぞれ1者、この落札したところが94万と破格に安い。品質が説明のとおり、問題がないのであれば非常にお得な落札をされた案件だと思います。その他測量や委託等については、概ね実勢価格でした。セコムだったら元々入っている業者だから単価を安くできました等、合理的な説明だと思います。

毎回、私の意見ではあるのですが、物品のところ、例えば183番の案件の開札調書を少し参照していただきたいのですが、オフィス電話機の購入ということで予定価格は236万3千円、札を入れた5者を見ると大崎コンピュータは200万で入れていて、他が段々下がって来て、ヤマダ電機以下は半分以下なんですね。概ね、オフィス機器とかオフィス家具とかはカタログの値段の半部位が実勢価格だと私は思う。そう考えると、元々の入札の予定価格が実勢価格と離れていたといえるのではないかと。予定価格・・・別に結果として安い所で落札されればそれはそれで良いのですが、予定価格は実勢価格に近付けるべきかと私は考えます。理由としては委員会で議論するにあたって、適正に落札がされているのかを確認する指標になりますし、品質が安い落札率で保持されているかを見る指標として、需要があると思うので、特に物品に関しては、実勢価格に近付けた予定価格でやるべきではないかと考えます。結果的に問題がないことは確認できました。

議長
議長

他に意見などはありますか。

ないようですね。貴重なご意見多々あったかと思えます。今後の参考にさせていただければと思います。ありがとうございました。

それではすべて終了となりますが、本日全体を通して何かご意見等がありますか。無ければ本日の議事は全て終了とさせていただきます。